

定時決定時調査

Q 最近、日本年金機構より「7月に調査を行うので、年金事務所に来所してほしい」との通知が届きました。どのように対応すればよいでしょうか？

A 毎年7月に、各年金事務所では社会保険被保険者が実際受ける報酬（4月～6月の給与の平均）とすでに決められている標準報酬月額とが大きく離れないよう見直しを行っています。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。

今年は7月3日から7月10日までに郵送で東京広域事務センターへ提出します。しかし、ご質問の様に調査の案内が送付された場合には、指定された日時に「算定基礎届」の他に出勤簿・賃金台帳・源泉所得税の領収書・労働者名簿等を持参し、来所します。この調査では標準報酬月額を正確に申告すると同時に次の内容についても確認される事が多いようです。

①社会保険の加入漏れ

1週の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上のパート・アルバイトは対象となります。

②入社日と資格取得日の相違

試用期間中であっても入社日から加入します。

③加入時の報酬月額と実際の賃金との差異

残業代の見込み違いや交通費の算入漏れの為遡及して報酬の訂正を行う場合があります。

④随時改定の申告漏れ

昇給や手当の支給等の固定給変動や給与体系の変更があった場合、2等級以上の標準報酬月額の変動の有無を確認します。

日頃から正しく処理手続きをしていれば何も心配することはありません。また、指定された日時に来所出来ない場合には、事前に連絡して変更する事は可能です。東京食品労務管理センターでは「定時決定時調査」のご相談も受け付けております。